

令和 2 年度

社会福祉法人みどり市社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

我が国では、少子高齢化による生産年齢人口の減少だけでなく、総人口の減少が始まり、経済活動の縮小や地域の活力の低下が表面化しています。そのような中で、社会的孤立等関係性の貧困、子育てと介護を同時に担うダブルケア、80代の親が50代の引きこもりの子の生活を支える8050問題等、個人や世帯が抱える問題が複雑化・多様化しています。

また、最近は大規模災害が多く発生し、災害対策制度だけでなく地域住民の支え合いやボランティアの重要性が改めて認識されているところです。

これまで国の施策として、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等、それぞれ対象者ごとに制度が作られ支援がなされてきました。このことによりそれぞれの専門性は高まりましたが、複合的な課題に柔軟に対応できないといった課題が表出したため、地域共生社会の実現に向けた分野横断的・包括的な支援が求められてきています。

こうした社会情勢を背景に本会では、新たに第3期地域福祉活動計画を策定したところですが、本年度はその1年次として、計画で設定した本会の役割を果たせるように、関係機関・団体や市民のみなさんと連携を強化し、地域の支え合い体制の充実を図っていくとともに、より質の高い市民サービスの提供に努めます。

これからも、地域福祉の向上に努めてまいりますので、これまでのご支援に対して感謝申し上げますとともに、今後とも変わらぬご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

【事業内容】

1 法人運営 予算総額 160,096,000 円

重点事項

- 理事専門部会（総務部会・地域福祉部会）を通じて、引き続き組織の課題等について調査研究を行っていきます。総務部会は財務規律に関することを検討し、地域福祉分野では部会から答申された権利擁護事業、障がい者福祉・介護事業を具体的に進めていきます。
- 各種関係法令等の趣旨、改正等を踏まえ、本会の実情にあった、規程等の見直し及び策定に努めます。
- 個人情報等の重要な情報の流失等を防ぎ、適切に管理していくため、職員研修を実施しセキュリティ強化を進めます。
- 市民福祉サービスの充実を図るため、働き方改革に則り仕事の効率化を図るとともに、職場でのメンタルヘルスを推進し、職員の健康管理を図ります。
- 施設管理運営の受託期間が令和2年度で満了となるため、これまでの運営実績を検証し令和3年度以降の受託方針について検討します。

- (1) 理事会、理事専門部会、評議員会、監査、正副会長常務理事会議、評議員選任・解任委員会、苦情解決第三者委員会等の開催 (総務企画課)
- (2) 諸規程及び要綱の整備 (総務企画課)
- (3) 情報共有の推進及び情報漏洩防止の推進 (総務企画課)
- (4) 福祉活動研修事業の充実 (全部署)
- (5) 広報・啓発・連絡調整 (総務企画課)
- (6) 会計経理等の正確かつ適正な運用 (総務企画課)
- (7) 財政基盤及び組織体制の強化 (総務企画課)
- (8) 調査・研究 (全部署)
- (9) 県内社会福祉協議会との連携 (全部署)

2 地域福祉事業 予算総額 6,756,000 円

重点事項

- 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人や資源が「丸ごと」つながることで地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けて、地域住民・市と連携して第3期地域福祉活動計画に沿った各種福祉活動を展開します。
 - 高齢者や障がい者等の権利擁護については、日常生活自立支援事業への市民の理解が深まるよう、周知・啓発活動を進めるとともに、この事業の自主運営に向けて、生活支援員の増員を図ります。
 - 群馬県社会福祉協議会が実施する群馬県ふくし総合相談支援事業に参画し、市民からの生活や福祉に関する困りごとの相談や、事業に参加する他の社会福祉法人との連携を強化します。
 - 福祉部の活動支援においては、組織の継続性や活性化等を目標に、各町圏域に配置した地域福祉コーディネーターが中心となり、福祉部が実施する地域の福祉活動を支援していきます。
- (1) みどり市地域福祉活動計画に基づく地域福祉活動の実践 (全部署)
第3期みどり市地域福祉活動計画の1年次として、目標として設定した成果指標の達成に向けて地域住民・行政等と連携及び協働しながら地域福祉を推進する。
 - (2) 日常生活自立支援事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
判断能力の不十分な高齢者及び障がい者の福祉サービス利用の支援、日常的な金銭管理を支援し地域生活が継続できるよう、関係機関との連携を推進する。
 - (3) 群馬県ふくし総合相談支援事業への参画(新規事業) (全部署)
市民等からの生活や福祉に関する困りごとを受け止め、把握した内容を整理して支援するとともに、必要に応じて事業のネットワークの活用により適切な支援先への橋渡しを行う。
 - (4) 地域の福祉活動への支援 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
各行政区及び福祉部の実施する地域の福祉活動が円滑に進められるよう地域福祉コーディネーターが中心となり支援等を行う。
 - (5) 各種福祉団体県大会等参加支援事業(新規事業) (地域福祉推進課)
各種福祉団体が群馬県圏域の大会等に参加するための交通手段を提供することで、参加者の安全を確保するとともに社会参加の促進を図る。
 - (6) 心配ごと相談所事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
地域住民のあらゆる心配ごととの相談に応じ、適切な助言指導を行い、相談者が安心して社会生活を送れるよう取り組む。

- (7) 入れ歯リサイクル事業 (地域福祉推進課)
福祉貢献事業の取り組みとして、使われなくなった入れ歯や貴金属を回収し、入れ歯等に含まれる希少金属の収益を地域福祉活動の財源につなげるとともに、循環型社会を形成し、環境改善活動を推進する。
- (8) 軽スポーツ用具貸出事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
健康増進や地域住民福祉活動の活性化のために、各種大会、講習会、総合学習、行事やレクリエーション等に活用していただき、無料で軽スポーツ用具を貸し出す。
- (9) 福祉体験用具等貸出事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
支援が必要な人に対する理解と関心を深めることを目的に、講習会や研修会、総合学習等福祉教育で活用できる高齢者や障がい者の疑似体験用具等を無料で貸し出す。
- (10) 社会を明るくする運動への協力 (地域福祉推進課)
犯罪や非行の防止と罪を犯した人の自立更生に対する理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会づくりの推進を目的とした事業に協力する。
- (11) 区長会、民生委員児童委員協議会、福祉部との連携協力 (全部署)
地域福祉の更なる向上を図るため、各種事業の推進と実施にあたり相互支援と協力、連携に努める。
- (12) 各種福祉団体等への活動支援 (地域福祉推進課)
関係する各種福祉団体等の運営や研修事業、各種活動について支援する。
- ① みどり市老人クラブ連合会
 - ② みどり市身障者連盟
 - ③ みどり市手をつなぐ育成会
 - ④ みどり市母子寡婦会
 - ⑤ みどり市遺族の会
 - ⑥ みどり保護区保護司会
 - ⑦ みどり地区更生保護女性会

3 ボランティア育成支援事業 予算総額 2,300,000 円

重点事項

- 市民等から寄せられる善意の金品について、地域福祉向上のために有効活用します。
- ボランティア登録者の増加に向けて、ボランティア情報を市民へ提供していくとともに、ボランティアの活動先の発掘を進め、マッチング、コーディネート等の機能充実を図ります。
- みどり市が大規模な災害により被災した時には、本会が災害ボランティアセンターを設置・運営することになるため、日頃からセンターの運営体制や資機材等の配備など、不測の事態への備えを強化します。

- (1) 善意銀行 (地域福祉推進課)
地域住民等から寄せられる善意の金銭や物品を受け入れ、預託者の意向に沿った払い出しをすることで、有効活用する。
- (2) ボランティアセンター (地域福祉推進課)
ボランティア活動や住民活動の促進を図り、情報提供コーナー、社協だより、ホームページ等を活用したボランティアに関する情報提供、相談、育成、連絡、調整、斡旋等の機能向上を進める。
- (3) 災害ボランティアセンター (地域福祉推進課)
災害時に備え、被災者及び被災地を支援するボランティア活動が効果的かつ効率的に展開できるよう体制を整備する。
- (4) ボランティア講座 (地域福祉推進課)
ボランティア活動に関心を持つ人々や実践者等を対象に、活動に活かせる知識及び技能の習得と資質の向上を目指し、地域の要望等に沿った講座を開催する。
- (5) ボランティア活動保険等の取り扱い (地域福祉推進課、大間々・東支所)
ボランティア活動中の不慮の事故や賠償責任等に備えた次の保険を取り扱う。
 - ① ボランティア活動保険
 - ② ボランティア行事用保険
 - ③ 福祉サービス総合補償
- (6) ボランティア団体等活動支援 (地域福祉推進課)
各種ボランティア団体の運営や各種活動、研修等を支援する。
 - ① みどり市ボランティア連絡協議会
 - ② みどり市災害ボランティアの会
 - ③ その他ボランティア団体

4 在宅福祉事業 予算総額 20,966,000 円

重点事項

- 令和元年度から市全域で実施している安心支援事業では、事業内容について課題を洗い出し、支え合い及び助け合い活動を推進します。
- 在宅高齢者支援機関や安心支援コーディネーターによる在宅高齢者の実態把握で得られた情報からニーズを把握し、必要な福祉サービスへの橋渡しを推進します。

- (1) みどり市安心支援事業【受託事業】(地域福祉推進課、大間々・東支所)
支援が必要な高齢者等の日常生活を地域住民の参画により支えることを目的に、地域と連携して支え合い活動を推進する。

- (2) 在宅高齢者支援機関運営事業【受託事業】
 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
 地域の高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のため、地域包括支援センター等と連携して、初期及び継続的な相談や実態把握、福祉サービスの調整等を行う。
- (3) 配食サービス【受託事業】
 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
 健康維持を図るとともに、地域の人々とのふれあい及び見守り支援と安否確認のため、偏食になりがちな在宅のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対し、定期的に食事を提供する。
- (4) 訪問理容サービス事業【受託事業】
 (地域福祉推進課、大間々支所)
 衛生面の保持と在宅生活を支援するため、在宅の寝たきり高齢者や重度身体障がい者（児）に対して理容サービスを実施する。
- (5) 福祉車両貸出事業
 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
 在宅生活の支援と社会参加の機会を提供するため、介護を要する高齢者、障がい者等に対し福祉車両を貸し出す。
- (6) 日常生活用具貸出事業
 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
 介護保険法等による日常生活用具の貸与を受けられない人を対象に、在宅生活を支援するため、車いすや介護用ベッド等を貸し出す。
- (7) 家族介護者交流事業【受託事業】
 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
 一時の気分転換や情報交換等の場を提供するため、日頃から在宅で家族を介護している人に対して交流事業を実施する。
- (8) 思いやり駐車場利用証制度への協力 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
 公共施設や商業施設等に設置されている車いす使用者用の駐車スペースの適正利用を推進するため、群馬県が実施する制度の利用証交付や市民への啓発に協力する。

5 高齢者福祉事業 予算総額 89,845,000 円

重点事項

- 国が提唱する地域包括ケアシステムの構築のため、各圏域の取り組みや課題を共有し、その解決策を話し合う場である協議体について、生活支援コーディネーターが中心になって活性化を図り、高齢者の生活支援体制の整備を進めていきます。
- 介護予防普及啓発事業や敬老旅行事業等では、参加者が減少傾向であるため、各事業において減少の要因を研究し、参加者の増加につながるよう魅力ある事業としていきます。
- 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、在宅高齢者支援機関等と連携し、地域住民一人ひとりに対する個別的なサービスの調整、地域におけるネットワークの構築・再生等、地域の様々なニーズに応えることのできる高齢者福祉の「ワンストップサービスの拠点」となることを目指します。

(1) 地域包括支援センター事業【一部受託】

(地域包括支援センター笠懸・大間々・東)

① 介護予防ケアマネジメント事業

要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

② 総合相談支援事業

地域の高齢者が必要とする支援を把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなぎ、解決に向けて支援する。

③ 権利擁護事業

権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者が地域で安心して尊厳のある生活を送れるよう、権利侵害の予防や対応を行う。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じ、関係機関が連携して一貫性や継続性をもって支援する。

また、介護支援専門員への助言などにより高齢者への支援を強化する。

(2) 生活支援体制整備事業【受託事業】

(地域福祉推進課、大間々・東支所、地域包括支援センター笠懸・大間々・東)

地域におけるサービスの創出や関係者のネットワーク構築のために情報共有及び連携・協働を推進する協議体の強化を進める。

(3) 介護予防普及啓発事業【受託事業】 (地域福祉推進課、大間々・東支所)

地域の高齢者がふれあいを通じて仲間づくりを推進し、地域で支え合うことで孤立や引きこもりにならないようつながりを強化するとともに、心身機能の向上を図り、介護予防に取り組む。

(4) 敬老旅行事業【受託事業】

(地域福祉推進課)

高齢者の健康保持及び増進並びに相互の交歓と親睦を通じた社会参加の促進と生きがいの高揚を図るため、保養事業を実施する。

(5) 敬老行事地区事業

(地域福祉推進課)

地域住民が高齢者とのふれあいを通じて地域福祉ネットワークの発展や地域ケア体制の推進を図るため実施する。

(6) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業【受託事業】

(総務企画課、地域福祉推進課、大間々・東支所)

高齢者の健康保持及び増進並びに社会参加の促進を図るため、スポーツ大会や教養講座、高齢者談話室(茶話会)等の事業を実施する。

- (7) ひとり暮らし高齢者交流事業【受託事業】 (東支所)
独居高齢者の孤独感の解消と在宅生活の向上を目的に、相互の交歓や親睦の機会を提供する。

6 障がい者福祉事業 予算総額 19,938,000 円

重点事項

- 障害者福祉センターは開設から15年を迎え、これまで以上に利用者への適切な支援が図れるよう関係機関や他の事業所との連携を進めます。また、相談支援及びサービス等利用計画並びに個別支援計画に基づく利用者支援に取り組みます。
- 障害者福祉センターの機能強化等を目的とした一部の障がい者福祉事業の所管部署の移行を円滑に行うため、関係機関等との調整や準備を進めるとともに、市民に対する事前の周知を徹底します。

- (1) 障害者福祉センターの運営 (障害者福祉センター)
- ① 地域活動支援センター【受託事業】
障がい者(児)に創作的活動や生産的活動の機会、地域社会との交流促進等の機会を提供し、地域生活への支援や自立の推進を図る。
 - ② 障害者デイサービスセンター【受託事業】
心身障がい者(児)に生活訓練、機能回復訓練、養護、入浴サービス等を行い、地域生活を支援し介護を行う家族の負担軽減を図る。
 - ③ 相談支援事業所【一部受託事業】
地域の障がい者(児)が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人及び家族や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護に関するサービス利用調整等の支援を図る。
- (2) 障害者意思疎通支援事業(手話言語普及推進事業)【受託事業】 (地域福祉推進課)
障がいにより、コミュニケーションに支障のある人に、意思疎通の円滑化と日常生活の便宜を図ることを目的に、手話通訳者や要約筆者の派遣調整を行う。
- (3) 障害者意思疎通支援奉仕員養成事業【受託事業】 (地域福祉推進課)
交流活動の促進や地域情報の提供等、障がい者(児)の社会参加促進と地域生活を支援するための手話や朗読の奉仕員を養成する。
- ① 手話奉仕員養成講座(入門編及び基礎編等の手話講習会)
 - ② 朗読奉仕員養成講座
- (4) 心身障害者療育訓練事業【受託事業】 (地域福祉推進課)
在宅心身障がい者(児)の社会適応訓練や体験学習の機会増大と社会参加を促進するために実施する。

- (5) 視覚障がい者等録音テープ貸出事業 (地域福祉推進課)
視覚障がい者等に音声により情報提供するため、ボランティアグループの協力により作成される市広報紙等の朗読録音テープを貸し出す。
- (6) 福祉パレードへの協力 (障害者福祉センター、地域福祉推進課)
知的障害者福祉月間(9月)に実施される啓発事業へ協力する。
- (7) 喫茶「ぺちやくちゃ」の運営支援 (障害者福祉センター、地域福祉推進課)
身体障がい者団体や障害者福祉センター利用者が、地域との交流とふれあい活動の推進が図れるよう笠懸公民館内に設置している喫茶コーナーの運営を支援する。

7 児童福祉・福祉教育事業 予算総額 240,000 円

重点事項

- 児童健全育成活動に地域住民が参画できる仕組みづくりを検討し、子育て世帯の支援と児童の健やかな成長を支援します。

- (1) 児童健全育成活動 (総務企画課)
子育て世帯と児童の健やかな成長を支援するため、第1親老児童館(こだま・のぞみ・はやて)、第2親老児童館(ひかり・やまびこ)、第1笠懸東学童クラブ(宙・虹)、第2笠懸東学童クラブ(星)を拠点として活動し、地域住民が参画できる仕組みづくりを検討する。
- (2) 地域子育てサロン【受託事業】 (総務企画課)
孤立しがちな子育て家庭の育児不安の解消や、地域の連帯強化の醸成を図ることを目的に子育て当事者同士のふれあい、仲間づくり及び情報交換の場を開設する。
- (3) 児童福祉週間の啓発協力 (総務企画課)
児童福祉の推進を図るため、児童福祉週間(5月5日から12日まで)啓発用ポスターの張り出し等啓発活動に協力する。
- (4) 学童・生徒の福祉教育活動推進事業 (地域福祉推進課)
市内の小・中学校が実施する福祉活動を推進するための活動費を助成する。

8 母子父子寡婦福祉事業 予算総額 550,000 円

重点事項

●母子父子世帯同士の交流や相互の情報交換の場を活用し、福祉制度等の情報提供の機会を増やし、母子・父子並びに寡婦福祉の向上に努めます。

- (1) 若年ひとり親家庭の組織化活動支援 (地域福祉推進課)
母子寡婦福祉団体と連携しながら、組織化等の各種活動について支援する。
- (2) 若年ひとり親家庭の集いの実施 (地域福祉推進課)
様々な立場の若年ひとり親家庭の情報交換と、親睦を図ることを目的に交流事業を実施する。

9 援護事業 予算総額 6,773,000 円

重点事項

●生活困窮者の自立支援では長期間就労していない人や仕事が長く続かない人への支援ケースが増えており、対象者には精神疾患や障がい疑われる人も多数存在します。障がい者の相談支援事業や日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業等と連携して包括的な自立の援助を行います。

- (1) 生活困窮者自立支援事業【受託事業】 (地域福祉推進課)
生活困窮世帯がその状態から早期に脱却することを支援するため、関係機関との連携等により本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談業務を行うとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築し対象者の自立を促進する。
- (2) 法外援護費支給事業 (地域福祉推進課)
法律上の適用が困難で緊急かつ福祉的援護を必要とする世帯に対して、社会生活が維持できるよう自立性を促し最低限の援護を行う。
- (3) 行路人貸付事業 (地域福祉推進課)
行路病者に対し、住所地へ向かうための最低限の援護資金を貸し付ける。
- (4) 交通遺児就学援助金給付事業 (地域福祉推進課)
交通事故による遺児に対して、社会的人材育成の支援を目的に学資等の一部を給付して就学を援助する。
- (5) 戦没者遺族援護事業【受託事業】 (地域福祉推進課)
戦没者遺族の援護と相互交流を図るための事業を行う。

- (6) 戦没者追悼式への協力 (地域福祉推進課)
群馬県戦没者追悼式への参加協力、みどり市戦没者追悼式の実施に協力する。

10 福祉資金貸付事業 予算総額 4,076,000 円

重点事項

- 生活困窮者自立相談支援機関と連携して、償還が滞納している世帯への訪問を引き続き実施し生活実態の把握に努め、新たに支援を必要とする場合には、課題の解決に向け支援していきます。

- (1) 小口生活資金貸付事業 (地域福祉推進課)
一時的に困窮する低所得世帯の更生のため、経済的自立と生活意欲の促進を図り、資金の貸し付けと必要な援助を行う。
- (2) 生活福祉資金貸付事業への協力【県社協受託】 (地域福祉推進課)
低所得者、障がい者、高齢者世帯等の生活安定と自立を図るため、群馬県社会福祉協議会が実施する無利子又は低金利で貸し付ける各種資金の相談・申請窓口として協力する。

11 共同募金事業 予算総額 3,625,000 円

重点事項

- 時代によって変化していく地域のニーズを把握し、偏りのない配分ができるよう配分事業の内容について調査・研究し、有機的な配分となるよう取り組みます。

- (1) 赤い羽根一般募金配分事業 (地域福祉推進課)
群馬県共同募金会より配分される赤い羽根一般募金を地域の福祉推進のための各種福祉事業に活用する。
- (2) 地域歳末たすけあい募金配分事業 (地域福祉推進課)
群馬県共同募金会より配分される地域歳末たすけあい募金を地域の福祉推進のための各種福祉事業に活用する。
- (3) 共同募金会支会への協力 (地域福祉推進課)
群馬県共同募金会や共同募金会みどり市支会と連携を密にし、赤い羽根一般募金運動（募金月間 10 月から 12 月まで）や地域歳末たすけあい募金運動（募金月間 12 月）に協力する。

12 居宅介護等事業 予算総額 114,606,000 円

(介護給付・予防給付・*総合事業)

※市町村が地域の実情に応じて必要な「生活支援」「介護予防」を総合的に行う事業

重点事項

- 介護事業を一体的に運営するため、組織体制や指揮命令系統の見直しを進め、これまで以上に質の高いサービスを提供します。
- 居宅介護支援事業では、利用者の立場によるサービス計画、関係機関との連絡調整を進めます。
- 訪問介護、通所介護事業では、利用者が増加するよう利用者の立場によるサービスの質の向上に努めます。

- (1) 居宅介護支援事業 (笠懸・大間々・東介護事業所)
利用者の立場に立った介護相談、申請代行、要介護認定調査、関係機関との連絡調整、介護計画(ケアプラン)の作成、保険給付管理及び利用者への継続的支援を行う。
- (2) 訪問介護事業 (笠懸・東介護事業所)
利用者の希望に対し、身体介護や生活支援(家事援助)サービスを提供し、日常生活の維持と自立に向けた支援を行う。
- (3) 通所介護事業 (東介護事業所)
利用者に対し、通所による身辺衛生管理や心身機能維持、健康管理等の自立に向けたサービスを提供するとともに家族等の介護負担軽減を図る。
- (4) 要介護認定調査事業【受託事業】 (笠懸・大間々・東介護事業所)
要介護認定申請に基づき居宅等を訪問し、要介護認定にかかる調査を行う。
- (5) 介護予防ケアマネジメント事業 (笠懸・大間々・東介護事業所)
要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。
- (6) 総合事業の訪問介護事業 (笠懸・東介護事業所)
総合事業対象利用者の希望に対し、身体介護や生活支援(家事援助)サービスを提供し、日常生活の維持と自立に向けた支援を行う。
- (7) 総合事業の通所介護事業 (東介護事業所)
総合事業対象利用者に対し、通所により身辺衛生管理や心身機能維持、健康管理等の自立に向けたサービスを提供するとともに家族等の介護負担軽減を図る。
- (8) 障がい者居宅介護事業 (笠懸・東介護事業所)
障がい者居宅介護利用者の希望に対し、身体介護や生活支援(家事援助)サービスを提供し、日常生活の維持と自立に向けた支援を行う。

13 施設管理運営<市指定管理受託>予算総額 246,148,000 円

重点事項

●市が設置する公共施設の指定管理を受け、当該施設を適切に管理運営し、市民等がいつでも安心して利用できるよう努めます。

- (1) みどり市第1親老児童館 (総務企画課)
笠懸小学校地区を対象とした学童保育所を管理運営する。
- (2) みどり市第2親老児童館 (総務企画課)
笠懸小学校地区を対象とした学童保育所を管理運営する。
- (3) みどり市第1笠懸東学童クラブ (総務企画課)
笠懸東小学校地区を対象とした学童保育所を管理運営する。
- (4) みどり市第2笠懸東学童クラブ (総務企画課)
笠懸東小学校地区を対象とした学童保育所を管理運営する。
- (5) みどり市障害者福祉センター (障害者福祉センター)
地域で暮らす障がい者の地域支援施設を管理運営する。
- (6) みどり市立厚生会館 (大間々支所)
地域住民の教養の向上やレクリエーション等のための施設を管理運営する。
- (7) みどり市温泉施設かたくりの湯 (総務企画課)
住民福祉の向上及び健康増進を図ることを目的とした温泉施設を管理運営する。
- (8) みどり市笠懸老人憩の家 (総務企画課)
地域の高齢者に対し、教養の向上やレクリエーション等のために地域の高齢者が集う施設を管理運営する。
- (9) みどり市大間々老人憩の家 (大間々支所)
地域の高齢者に対し、教養の向上やレクリエーション等のために地域の高齢者が集う施設を管理運営する。
- (10) みどり市老人福祉センター (東支所)
地域の高齢者に対し、教養の向上やレクリエーション等のために地域の高齢者が集う施設を管理運営する。
- (11) みどり市高齢者生活福祉センター (東支所)
地域生活に不安のある独居高齢者世帯等に対して提供する居住施設を管理運営する。

14 その他

その他、本会の目的達成のために必要な事業の実施を図ります。